

中国最新法律 Newsletter

Vol.41



Contents

1

国際法務

反不正当竞争法の改正について



2

新法紹介

1 中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）

2 データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）



3

中国からの風便り

中国へ渡航する際に知っておきたい基本情報



反不正当竞争法の改正について

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

第1 はじめに

2025年6月27日、中国全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国反不正当竞争法」の改正を可決し、同法は2025年10月15日から施行されることが決定しました。この改正は2019年修正以来の大規模な見直しであり、デジタル経済の発展に対応した新たな規制を導入しています。本ニュースレターでは、この改正の主要なポイントをわかりやすく解説し、日系企業が注意すべき点について考察します。

第2 改正の背景と主な目的

中国市場経済の発展に伴い、特にデジタル領域における新たな形態の不正競争が増加していることから、今回の改正が行われました。主な改正目的は以下の通りです。

1. デジタル経済における新たな競争形態への対応：データやアルゴリズムを利用した不正競争行為の規制強化
2. プラットフォーム経済の健全な発展促進：プラットフォーム企業の責任を明確化
3. 中小企業保護：大企業による市場支配地位の濫用防止
4. 法執行の実効性向上：罰則規定の見直しと強化

第3 主要な改正ポイント

1 虚偽宣伝規制の強化

今回の改正では、虚偽宣伝に関する規制が以下の点で強化されました。

改正点	2019年改正法	2025年改正法
適用範囲	消費者を欺瞞・誤導	消費者および その他事業者 を欺瞞・誤導
禁止行為	虚偽取引の組織化	虚偽取引および 虚偽評価 の組織化
罰則	20万元以上100万元以下（悪質な場合を除く）	下限の撤廃 （悪質な場合を除く）（最高100万元以下）

特に注目すべきは、B2B取引も虚偽宣伝規制の対象に明確に含まれた点です。これにより、企業間取引における誇大広告や虚偽評価なども規制対象となります。

2 ネット不正競争行為の規制強化

デジタル経済の発展に対応し、ネットでの不正競争行為に対する規制が大幅に拡充されました。

● データ・アルゴリズム不正利用の禁止

- 技術管理措置を回避・破壊してデータを取得する行為の禁止
- アルゴリズムを用いてユーザーの選択を不当に操作する行為の禁止

● プラットフォーム規則の濫用禁止

- 他の事業者への虚偽取引・虚偽評価・悪意のある返品行為の指示・実施禁止
- プラットフォーム内の出店者への不当な価格設定の強要禁止（例えば11月11日（ダブルイレブン）にプラットフォーム事業者がプラットフォーム内の出店者に対し、コスト割れした金額での販売を強要すること）

● 罰則強化

- ネット不正競争行為に対する罰金額を10万元～500万元に引き上げ

3 商業混同（商品・サービスの混同を招く行為）規制の拡大

商品やサービスの出所に関する混同を招く行為に関する規制が以下の点で強化されました。

●保護対象の拡大

- 新たに「新媒体アカウント名称」「アプリケーション名称・アイコン」が追加
- 検索キーワードとして他人の商標等を使用する行為が明示的に禁止

●助長行為の規制

- 混同行為を助長する行為自体が禁止
- 混同商品の販売者にも責任が及ぶ（ただし善意の販売者は免責）

●罰則

- 違法経営額5万元以上：違法経営額の5倍以下の罰金
- 違法経営額5万元未満：25万元以下の罰金
- 悪質な場合：営業許可証の取消し

4 優越的地位の濫用規制の新設

大企業が中小企業に対して不当な取引条件を強要する行為を規制する新たな条文（第15条）が追加されました。

●禁止行為の例

- 不合理な支払条件（期限・方法など）の強要
- 中小企業への代金未払い

●罰則

- 是正命令に従わない場合：100万元以下の罰金
- 悪質な場合：100万元以上500万元以下の罰金

この規制はサプライヤーとの取引においても注意が必要です。

第4 日系企業への影響と対応策

1 電子商取引プラットフォームを利用する企業

今回の改正により、自社製品の虚偽評価や競合製品の悪意ある評価は禁止されることになりました。ユーザーに利益を提供して特定の評価を誘導する行為についても禁止されています。

したがって製品レビュー管理プロセスが適切かを見直し、マーケティング部門への周知徹底を予め行う必要があります。

2 中国現地法人を有する日系企業

サプライヤーなどの仕入先に対する支払条件が「明らかに不合理」と判断されないか確認する必要があります。具体的には取引契約書を検討するとともに、これまで期限通りに支払っているかどうかを確認しておいた方がよいと思われます。

3 中国市場向けデジタルマーケティングを行う企業

検索キーワードとして、競合他社の商標や商品名をキーワードに使用する行為が混同行為として規制対象になります。したがってどのようなキーワードでデジタルマーケティングしているのかなどは再度確認を行うとともに、広告代理店との契約においてもこのような検索を実施することのないよう明記しておかれる方がよいと思われます。

第5 最後に

2025年改正反不正当竞争法は、中国市場で活動するすべての企業に重要な影響を与えます。本法の施行までにはまだ数か月の猶予がありますが、足元をすくわれないように早期の検討と対応をお勧めいたします。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1 中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）

2 データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）

1. 全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）」

2025年6月27日、全国人民代表大会常務委員会により「中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）」（以下「本法」という）が公布され、2025年10月15日より施行される。本法の改正において、反不正当竞争行為、反不正当竞争に対する監督管理及び処罰に関する規定が拡充された。主な内容は以下の通りである。

(1) 規制の対象となる混同惹起行為の態様の追加

本法の第7条により、事業者は、他人のある一定の影響力を有するアカウント名、アプリケーション名称やアイコンを無断で使用したり、他人のある一定の影響力を有する商品名、企業名などを自己の検索キーワードに設定し混同を招く行為をしてはならない。また、事業者は、他人が混同惹起行為を実施するのを幫助してはならない。

(2) 商業賄賂の規制の強化

本法の第8条では、「贈賄・収賄ともに取り締まる」ことを堅持し、現行の贈賄を禁止する旨の規定に加え、組織及び個人は、取引活動において、収賄行為を行ってはならない旨の規定もさらに追記された。

(3) インターネット上の反不正当竞争行為に対する監督管理制度の整備

まず、本法の第14条により、プラットフォームの事業者は、自己の価格設定ルールに従い、原価を下回る価格で商品を販売するようプラットフォーム内の事業者に強制し若しくは他の形式を通じて強制し、市場競争の秩序を乱すような行為をしてはならない。

次に、本法の第21条に基づき、プラットフォーム事業者は、法に依拠しプラットフォームサービス協議書及び取引ルールにおいて、プラットフォーム内の公平競争ルールを明記し、プラットフォーム内の事業者による反不正当竞争行為を適時制止するために必要な措置を講じなければならな

い。

さらに、本法の第13条では、技術的手段の定義が拡張された。事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、プラットフォームルールなどを利用し、悪意の取引などの反不正当竞争行為を実施してはならない。

(4) 監督管理措置の充実化及び処罰の調整

監督管理措置の充実化については、本法の第18条により、事業者が本法規定に違反する行為を行っている疑いがある場合、監督検査部門は、当該責任者に対する事情聴取を行い、是正措置を速やかに講じるよう命じることができる。

処罰の強化については、本法の第24条では、商業賄賂を実施した事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者などの「個人にも処罰が及ぶ」旨の規定が新たに追加された。また、取引活動において、賄賂を受け取った組織及び個人に対する罰則も追加された。

（全国人民代表大会常務委員会2025年6月27日公布、2025年10月15日施行）

2. 国家インターネット情報弁公室による「データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）」

2025年6月27日、国家インターネット情報弁公室により「データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）」（以下「ガイドライン」という）が公布された。ガイドラインでは、データ越境移転の安全評価申請材料、オンライン申請手順及び評価結果期限延長条件を明確化している。

今回のガイドラインにおいては、申請材料の最適化（それには、法人/担当者の身分証、リスク自己評価報告書、海外の受け手との契約などが含まれる）及びオンライン申請プロセスの詳細化（データ取扱者が安全評価の有効期限を延長するための条件、その手続き及び必要な材料、評価の有効期間満了前60業務日以内に申請可能であることなどの内容が含まれる）が行われている。主

なポイントは以下の通りである。

(1) オンライン申告システム運用ガイドラインの追加

ガイドラインでは、データ越境安全評価の申告は、主にオンラインで行われ、オフラインの申告によって補完するというルールが述べられており、第2条「申告の方法およびプロセス」では、データ越境申告システム (<https://sjcj.cac.gov.cn/>) の具体的な運用に関する詳細なガイドラインが示されている。そのうち、「補正訂正の材料と審査進捗状況の照会」条項では、国家インターネット情報弁公室は、評価項目の受理通知書が発行された後、直ちにデータ越境安全評価を実施する義務が追加され、データ処理者は申告システムを通じて適時に審査進捗状況を照会できることが明示された。従って、現段階では、国家インターネット情報弁公室は、適時に評価の進捗状況をシステムにアップロードすべきであると理解している。

(2) 評価結果の有効期間の延長申請の明確

「評価結果の有効期間の延長申請」は、ガイドラインに実質的に追加されたものであり、「データの越境流通の促進及び規制に関する規定」(国家インターネット情報弁公室令第16号) 第9条に対応したものである。

ガイドラインによると、データ越境安全評価結果の有効期間が満了した場合、以下の条件を満たす申請者は、有効期間満了の60営業日前に評価結果の有効期間の延長を提出することができる。

- ① データ越境の目的、範囲などに変更はない。

- ② データの処理者と海外の受け手などに変更はない。
- ③ 個人情報の越境が関係する場合、今後3年間に関係する自然人の人数の増加は、当初の評価の結果にて過去3年間に付与された越境の人数の20%を超えないものとする。
- ④ 重要な越境データが含まれる場合、今後3年間ににおける越境データのサイズ (MB/GB/TB) の増加は、当初の評価の結果にて過去3年間に付与された越境データのサイズの20%を超えないものとする。
- ⑤ 海外の受け手との間で締結された法的文書は、「データの越境流通の促進及び規制に関する規定」の第9条に準拠している。
- ⑥ 過去3年間のデータ越境活動は、評価結果の通知書を厳守して実施されており、重大なデータ・セキュリティ・インシデントは発生していない。

(3) 形式のさらなる最適化

ガイドラインは、上記のような内容の上の重大な変更に加え、形式的な最適化も行っている。例えば、評価結果の有効期の延長申請手続きが新たに追加されたため、それに伴い評価結果の有効期の延長申請書のテンプレートが添付ファイルに増加されたこと、以前の申告書バージョンにおけるデータ越境場面の2. 及びデータ越境場面の3. が簡略化されたことなどが挙げられる。

(国家インターネット情報弁公室2025年6月27日公布・施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国が、日本国籍を有する人に対し、30日以内の観光、商用などを目的とした中国への短期滞在をノービザで認めて早半年が経過した。その結果、中国へ渡航する出張者や旅行者が増加していることは間違いない事実である。

もっとも初めてもしくは久しぶりに中国に来る方にとってはいろいろ不安なことがあると思われる。そこで今回は中国へのお出張者や旅行者が知っておきたいいくつかのサービスや注意事項についてまとめてご紹介したい。

第1 決済方法について

1 現金の取扱い

中国はキャッシュレス社会である。現金での支払は一応可能ではあるもののあまりおススメできない。なぜなら①現金が使えない場合もある、②現金が使用できてもおつりがなと言われる、多めに支払う羽目になる場合がある、③おつりとして偽札をつかまされるリスクがあるからである。

2 クレジットカードが使える場所は限定的

一部のホテルや外国人向けの施設ではクレジットカードが使えることが多いが、ローカルのお店やタクシー等ではクレジットカードを利用できないことが多い。

それでも最近、上海の地下鉄の改札機にクレジットカードをかざして乗車できるようになった。これは出張者や旅行者の利便性を考えてのことであろうと思われる。

3 中国における2大決済システム

中国における2大決済システムは、①We Chat Payと②Alipayである。これらを利用するためには、それぞれのアプリを予めダウン

ロードしておく必要がある。以前は出張者や旅行者がこれらのアプリの決済機能を利用することができなかったが、クレジットカードと連携できるようになったため非常に便利になった。

例えばWe Chat Payでは、「自分サービス・ウォレット」の中にあるカードという項目にクレジットカード情報を入れることにより、We Chat Payでの決済ができるようになる。Alipayについても「Account-Bank Card」の項目にクレジットカード情報を入力することにより使用できるようになる。

このどちらかをインストールしておけば、中国国内での決済に困ることはほとんどなくなるといえるだろう。

第2 移動手段について

1 タクシー

中国のタクシー代金は日本に比べると安い。空港から市内に移動する際もタクシーを使うと便利である。空港では多くのタクシーが列をなしているの順番に乗って目的地に移動することが可能です。しかし街中においてはいわゆる流しのタクシーを捕まえることはほとんどできなくなり、いわゆるタクシーアプリを利用する必要がある。有名なタクシーアプリとしては、DiDi（滴滴）や美团打车などがある。いずれも英語表記があるため利用しやすいが、乗車場所がわかりにくい場合にはタクシードライバーから電話がかかってくることもある。したがって乗車場所は分かりやすいホテルやビルの前がお勧めである。なおこれらのアプリではタクシー以外の乗用車（UBERのようなサービス）も呼ぶことができる。

2 高铁

中国国内の移動には高速鉄道（高铁）と呼ばれる新幹線が便利である。C-Tripと呼ばれるアプリなどで予約が可能であるが、中国では高铁の利用に身分証（パスポート）が必要である。チケットの購入時にパスポート番号を入れる必要があるが、パスポートを持参すればそのままパスポートを改札にかざして乗車ができるため便利である。

3 飛行機

飛行機の利用にも身分証（パスポート）が必要である。こちらはカウンターや自動チェックイン機にてパスポートを提示しチケットをもらう必要がある（オンラインで搭乗券を取得することもできる）。

第3 その他気を付けるべきこと

1 日本人をターゲットにした詐欺

最近よく報告されているのが、日本語を勉強しているという人に声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求されるケースである。夜のバーに限らず昼に営業している茶館等に連れていかれる場合があるため注意が必要である。

本当に親切で声をかけてきてくれるなど旅先で現地の方と交流する楽しみにもあるため、線引きは非常に難しいが、お店を指定さ

れるような場合などはきっちりと断った方がよいだろうと思われる。

2 パスポートの携帯義務

中国に滞在している外国人は常にパスポートを携帯することが義務付けられている。公安からパスポートを見せるよう要求されることもあり、仮に携帯していなかった場合には、警告、500元以下の罰金などに科される可能性がある。なおパスポートを紛失すると、大使館や領事館で再発行するまで中国から出国できなくなるなど大変な事態に陥るため、くれぐれも携帯時の紛失、盗難には注意が必要である。

3 大使館情報の活用

在中国日本大使館は旅行者や出張者向けにホームページで注意喚起を行っている。渡航前に目を通しておくことで未然にトラブルを防止することができるため有効活用されたい。

以上

ⁱ https://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho120220_j.htm

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。